



2024年11月18日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 経理部長 山口 和也
(TEL. 03-6458-6913)

当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ 2

当社は、2024年8月23日付け「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」で、①当社の代表取締役であった福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）が当社の取締役会の承認を経ずに独断で自己の報酬を2024年4月から月額4000万円に、2024年7月からは月額1億円に改定したこと、そして、これに対して当社の取締役会が2024年8月14日に福村氏の当期の報酬を前年度と同額の2300万円とする旨を決議したこと、②福村氏が2024年8月22日に当社の取締役会の承認を経ずに12億円を当社名義の銀行口座から出金し、うち2億円を福村氏の個人名義の口座に送金したこと及び残りの10億円の送金先については調査中であること、③当社においては1件300万円を超える経費支出については取締役会の承認が必要であるところ、福村氏が、2024年3月期には34回（合計1億5900万円）、2025年3月期（2024年6月までの時点）には2回（合計900万円）、当社の取締役会の承認を経ずに経費支出していること等の事実があることをお知らせいたしました。

また、当社は、2024年9月13日、「株主による「前代表取締役に対する訴え提起請求書」の受領のお知らせ」のとおり、当社株主が会社法847条1項に基づいて代表取締役であった福村氏に対する役員責任追及の訴えの提起の請求に関する書面を送付して当社がこれを受領したことをお知らせいたしました。

そして、当社は、上記のうち①及び②に関して、2024年10月8日付け「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、訴訟提起して福村氏に対して損害賠償請求しています。

この度、当社は、上記③に関して別紙のとおり福村氏が当社の取締役会の承認を経ずに1件当たり300万円の経費等を支出し、合計1億6860万円を支出したことについて、福村氏に対して損害賠償請求をすることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

この訴訟の提起については、会社法399条の7第1項2号の規定により監査役が当社を代表することになります。

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所 2024年11月18日
2. 訴訟を提起した者（原告）
東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社エルアイイーエイチ
上記代表者監査等委員 福島寧夫
3. 訴訟を提起した相手方（被告）
福村康廣
4. 損害賠償請求額
1億7996万円及びこれに対する遅延損害金
5. 訴訟の内容
(1) 当社は、福村氏が、当社の取締役会の承認を経ずに1件当たり300百万円、合計1億6860万円の経費支出を行った行為について不法行為であると判断しました。
ただし、上記支出のうち500万円については報酬等として支払っていて、かつ、当社は、既にその500万円について先行する訴訟で福村氏に対して損害賠償請求しているところであります。
そこで、当社は、この500万円を控除した1億6360万円及び弁護士費用1割相当額を加えた1億7996万円について、福村氏に対して損害賠償請求するものです。
6. 今後の見通し
今後の進捗に応じて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。
株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますが、今回の福村氏の行為について責任を追及することは、当社がコンプライアンス強化に真剣に取り組む姿勢を対外的に示すとともに、上場会社としてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくために不可欠なことであると判断しております。
当社は、この訴訟を含め、引き続きグループの役職員一丸となって業務に邁進してまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上